3. 6. 19

／〇6

六月十一日

海員協会ノ最低賃銀制確立ニ関スル件

海員協会ニ於テハ遠洋船員ノ最低賃銀確立ニ付日本船主協会ニ対シ交渉ヲナサンガ為協調会ヲ経テ海事協同会ニ提出セシムルコトニ決シ時機ヲ下級船員ニ関シテハ日本海員組合ノ統制問題ノ決定ヲ待ツテ之ガ解決ヲ俟チ議スルコトニ決定シ在リシガ其ノ後同協会ニ於テハ本月ニ至リ時機ヲ得タルヲ以テ会員一同ヲ会シ下級船員ノ最低賃銀確立其他海員組合ノ問題ニ付協議ヲ為シタルガ其ノ状況左ノ如シ

記

一、会同者

全協事務理事以下四十名

二、議事

(1)、船外船内規則ニ対スル態度ノ件

二、俸給ノ銀割ノ決議承ケ、